

# 企画競争説明書

業務名称：タンザニア国企業に対する経営管理分野の  
カイゼン支援にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00931

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月8日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年12月8日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タンザニア国企業に対する経営管理分野のカイゼン支援にかかる情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年4月 ～ 2023年1月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【村上 幸枝 [Murakami.Yukie@jica.go.jp](mailto:Murakami.Yukie@jica.go.jp)】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

タンザニア事務所

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

*特定の排除者はありません。*

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年12月20日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2021年12月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月7日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書について、電子データ（PDF）での提出とします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。  
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- (3) 提出先：

- 1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

## (4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書

## (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) TZS 1 = 0.0493000 円
- b) US\$ 1 = 113.844 円
- c) EUR 1 = 132.164 円

- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 6) その他留意事項

特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

## (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

## 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／BDS 普及計画立案
- b) 企業診断① (タンザニア企業)
- c) 企業診断② (BDS プロバイダ)

評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7. 23人月

## (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

## 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア (46歳以上) と若手 (35～45歳) が組んで応募する場合 (どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点 (若手育成加点) を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2. 5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2. 5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2. 25点
3%以上 5%未満	2. 00点
5%以上 10%未満	1. 75点
10%以上 15%未満	1. 50点
15%以上 20%未満	1. 25点
20%以上 30%未満	1. 00点
30%以上 40%未満	0. 75点
40%以上 50%未満	0. 50点
50%以上 100%未満	0. 25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2022年2月1日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)



プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）

又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：企業の経営管理分野に関する調査および普及展開業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について、および調査開始後もかかる影響で渡航できない場合の対処方法について、提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／BDS 普及計画立案
- 企業診断①（タンザニア企業）
- 企業診断②（BDS プロバイダ）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者（業務主任者／BDS 普及計画立案）】

- a) 類似業務経験の分野：BDS 普及展開に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：全開発途上国（アフリカ諸国があれば尚良）
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

## 【業務従事者：担当分野 企業診断①（タンザニア企業）】

- a) 類似業務経験の分野：企業（経営管理面に関する）調査・診断
- b) 対象国・地域又は類似地域：全開発途上国（アフリカ諸国があれば尚良）
- c) 語学能力：英語

## 【業務従事者：担当分野 企業診断②（BDS プロバイダ）】

- a) 類似業務経験の分野：企業（コンサルティングサービス提供に関する）調査・診断
- b) 対象国・地域又は類似地域：なし
- c) 語学能力：なし

## 2 プロポーザル作成上の条件

## (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	( 26 )	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／BDS 普及計画立案	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：企業診断①（タンザニア企業）	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：企業診断②（BDS プロバイダ）	( 12 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

(2) この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「タンザニア国企業に対する経営管理分野のカイゼン支援にかかる情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

当調査は、これまで我が国がタンザニアで支援してきたカイゼン（生産性・品質向上を企図した現場カイゼンを主体に支援）の効果拡大を企図して、とりわけ Business Development Service (BDS) 分野（経営戦略の策定、マーケティング、財務・会計、人材管理等の経営管理）におけるタンザニアの現状と課題を把握するための調査である。

タンザニア政府は2021年6月に「第三次5か年計画（FYDP-III）」を策定し、「工業化の促進（industrialization）」をその重点分野の1つとして位置付けている。タンザニアの企業セクターは、少数の地場大企業グループ勃興の動きが見られる一方で、大多数（約6万社・全体の約98%）を占める零細・中小企業を中心に、経営能力、製品の品質・生産性、金融アクセスの改善等が課題である。加えて、ビジネス許認可、税制・税務行政、関税政策・税関行政、土地政策、金融サービス規制、現地調達率規制などの関連政策で整合性がとれていないケースが散見され、企業は複雑な手続きを余儀なくされている。その結果、ビジネス環境の良好さを示す指標である Doing Business ランキング（2020・世界銀行）は141位であり、近隣国（ルワンダ38位、ケニア56位等）と比しても劣後している。

タンザニア政府がFYDP-IIIで中心に掲げる工業化を支援するため、我が国は①明確かつ現実性のある産業政策・工業化の方向性の打ち出し、②政策との一貫性が確保されたビジネス環境の実現、③活力ある企業セクターの育成に係る支援、を中心に実施している（「国別開発協力方針 別紙 対タンザニア連合共和国 事業展開計画」2020年4月）。当調査は、これらのうち特に③に対する寄与を図るものである。

我が国はこれまで当該分野への支援の1つとして、「品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクト」（以下「カイゼンプロジェクト」）として2013年から2016年のフェーズ1、および2017年より実施中のフェーズ2（2022年3月終了予定）を、産業貿易省（MIT: Ministry of Industry and Trade）をカウンターパートとして実施してきた。これまでのカイゼンプロジェクトにおいては、生産性向上や品質向上を企図した製造現場のカイゼンに主眼を置き、2021年10月末時点で約150名のカイゼントレーナー育成や100社以上の企業に対するカイゼン活動展開を行ってきた。MITも同省の政策文書として2020年

4月に「Framework for Quality and Productivity Improvement (KAIZEN) in the Manufacturing Sector 2020-2030」(FKM 2020-2030)<sup>1</sup>を公表し、2030年までのカイゼン全国普及計画に強くコミットしている。更に、2021年8月24日～26日には、アフリカ・カイゼン年次会合(AKAC 2021)をタンザニア政府がホストし開催した。当イベントは毎日100名以上が会場で参加し、700名以上がオンラインで参加登録する大規模なものとなり、これらの活動を通じタンザニア国内でのカイゼン認知度および活動普及の機運は大きく高まっている。

加えて、現在実施中の「タンザニア国企業金融アクセス改善に係る情報収集・確認調査」(2021年4月～)においても、金融アクセス改善の観点から企業の競争力向上を図るための手段(財務諸表の作成等)が模索されている。

今後は、従前の製造現場のカイゼンに加えてBDS分野の支援を強化することで、タンザニア企業の競争力向上を包括的に図っていく必要があると考えられる。当調査は「我が国によるBDS分野支援の方向性を判断する材料の収集」と位置づけ、かかる情報の収集と整理が期待される。

なお、African Union Development Agency New Partnership for Africa's Development (AUDA-NEPAD)とJICAを中心に取り組んでいる「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ<sup>2</sup>」においてタンザニアは拠点国の一つに位置付けられており、「カイゼン(現場カイゼン)に経営全般と金融アクセス支援も加えた包括的企業支援への提供サービス拡充」が計画されている。重ねて、2021年度にタンザニア政府に対して実施した要望調査においてMITからカイゼンの後継案件(フェーズ3)が要請されており、当後継案件においてもBDSへの発展的展開への支援が期待されている。

### 第3条 調査の目的と範囲

#### (1) 調査の目的

タンザニア企業の経営管理に関する実態を含めたBDS支援に対するニーズ把握と、BDSコンサルタント(BDSプロバイダ)候補者等の現状把握を基に、双方の整合性や乖離(定量面・定性面双方)を明らかにした上で、今後の支援シナリオ案(必要な支援策の優先付けや時間軸等の案)の策定を目的とする。

#### (2) 調査の範囲

##### ①対象地域

タンザニア国(うちダルエスサラーム、アルーシャ、キリマンジャロ、シンギダ、ドドマ、ムベヤ、ムワンザ、モロゴロの8州<sup>3</sup>)

<sup>1</sup> [https://www.mit.go.tz/uploads/files/FKM\\_0428-FINAL-02.pdf](https://www.mit.go.tz/uploads/files/FKM_0428-FINAL-02.pdf)

<sup>2</sup> 2017年4月にAUDA-NEPADとJICAの間で締結された、カイゼンのアフリカ普及展開に関する覚書。タンザニアを含む25カ国以上に対して、カイゼンの普及・展開のための技術協力を実施。

<sup>3</sup> カイゼンプロジェクトにおいて2020年度までにカイゼン普及を実施した州。



## ②調査対象の企業・団体

- ・経営管理に関するタンザニア企業の実態把握は、カイゼンプロジェクトを通じカイゼン指導を実施した企業（リストはJICAより提示）を中心に行う。対象企業には、産業クラスター<sup>4</sup>およびスタートアップ企業<sup>5</sup>も含む。
- ・情報収集対象のBDSコンサルタントプロバイダ候補者や候補団体は、官民双方とし、対象者の情報を関係者より収集した上でリストアップする。

## ③その他

- ・各情報は、現地関係者へのヒアリングに加えて、可能な範囲でカイゼンプロジェクト・フェーズ2の関係者からも収集する。

## 第4条 調査実施の留意事項

### （1）当調査の位置付け

当調査を通じてBDS分野におけるタンザニアの現状と課題の明確化を図り、その結果を、より効果的・効率的にタンザニア企業の競争力強化（かかる課題の解決）実現のための、JICAにおけるタンザニアに対するBDS分野支援の方向性検討の材料として活用する。

### （2）コロナ禍における本調査の進め方

「第5条 調査の内容」に示す調査内容に関し、現時点では調査団は本邦からの渡航を想定する。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等によって現地渡航が困難な状況が発生する場合には、契約時及び契約中においてオンラインツールの使用（遠隔での調査）や現地再委託によるローカルコンサルタントの活用、現地傭人の起用等による代替案を可能な範囲において検討する。遠隔での調査が必要になった場合の対応方法については、プロポーザルに記載のこと。

### （3）JICA に対する業務報告

JICA に対する業務報告は、月報及び別途定める各種報告書等に加えて、現地調査の実施時及び適時適切なタイミングで報告を行なうこととする。

## 第5条 調査の内容

調査は下記の（1）～（9）とする。なお、これらのうち（2）（3）（4）

（6）に関して、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により現地業務の実施が困難と想定される場合は、現地再委託（もしくはオンラインツールを使用した遠隔での調査や現地傭人の起用等のうち最適と思われる代替手段の利用）を認めることとする。

<sup>4</sup> カイゼンプロジェクト等を通じて2021年度までに支援した7クラスター等を対象とする。

<sup>5</sup> JICAのNINJA（Next Innovation with Japan）ビジネスコンテストで選出した企業およびその他（最終選考まで残った企業等）合計10社程度を想定。

#### (1) 業務計画書の作成と説明、インセプションレポートの作成

可能な範囲で既存の関連資料・情報、データを簡易的に整理、分析するとともに、調査実施の基本方針、項目、作業計画、特記留意事項等を記載した業務計画書を作成する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データや、インタビュー先・データ入手先の候補をリストアップする。

JICA タンザニア事務所および JICA 関係部署（アフリカ部、経済開発部を想定）とのオンライン会議を開催し、業務計画書の内容を説明する。オンライン会議内でのコメントを反映して JICA の承認を得た上で、インセプションレポート（英語）を作成する。

#### (2) タンザニア企業における BDS 分野の支援ニーズ収集と整理

- ①対象 8 州の企業における経営管理（経営戦略策定、財務管理、人材管理、マーケティング等）の実態を収集し、整理する。
- ②上記①の中で特に重点的に支援が必要な地域・分野・業種を整理する。

#### (3) 現状の BDS プロバイダの情報収集と整理

- ①現在タンザニアに存在する主要な BDS プロバイダ（官民、および外資団体がタンザニア資本の団体か問わず）に関して、規模や提供サービス（メニュー、内容、価格帯等）および各プロバイダの課題の情報を収集する。
- ②上記（1）のニーズとの整合性や乖離（サービスの質・量・価格帯、地理的なギャップ有無等）の状況を抽出する。
- ③必要に応じ、現地調査に先んじて、ローカルコンサルタントを活用した BDS プロバイダの全体像調査を行うことも可能とする。

#### (4) BDS 支援における他ドナーの活動および他国の先行事例に関する情報収集と整理

- ①タンザニアにおいて BDS 分野の支援に携わる他ドナーの情報（対象地域、対象産業、主な支援分野（財務管理、マーケティング等））を収集し、表やポジショニングマップ等の形で整理する。
- ②JICA における BDS 支援の方向性と他国の先行事例を分析し、先行事例から得た教訓を整理する。

#### (5) インテリムレポート作成・提出

上記の結果および今後の方向性を取り纏めて JICA に提出の上、必要に応じてオンライン会議を開催し、コメントを反映させる。

(2)～(4)の状況を踏まえ、今後の作業の方向性について修正すべき点等があれば、インテリムレポートで修正する。

- (6) 企業や産業クラスター関係者に対して BDS サービスに関する啓発セミナー（座学）実施と、サービスの需要や受容価格の水準測定
- ①セミナーは2日間×8箇所（ダルエスサラーム、アルーシャ、キリマンジャロ、シンギダ、ドドマ、ムベヤ、ムワンザ、モロゴロ）で実施する。
  - ②受講者は各地の企業やクラスター関係者を想定（1箇所あたり10～15名程度の参加を想定）し、内容は将来的に BDS プロバイダが提供し得るサービスおよびその事例紹介を中心とする。
  - ③セミナー後に受講生に対して、当該サービスに対する需要や受容価格の水準をヒアリングする。
- (7) 上記の(2)～(6)を踏まえてボトルネックと思われる課題・要因を抽出し、当国の支援策案の抽出、ならびに支援シナリオの仮説（支援策の優先付けや時間軸等の案）を立案する。
- ①支援が効果的と思われる地域・企業規模
  - ②需要のある提供サービスと受け入れられる価格帯等
  - ③他ドナーとの差別化もしくは他ドナーとの提携案等
- (8) ドラフトファイナルレポート作成と説明
- 調査全体を取りまとめ、JICA に提出の上、JICA タンザニア事務所と JICA 関係部署（アフリカ部、経済開発部を想定）とのオンライン会議を開催し、ドラフトファイナルレポート（案）の内容を説明する。
- (9) ファイナルレポート作成・提出
- 上記(8)のオンライン会議内でのコメントを反映し、JICA に提出の上、最終コメントを反映させて最終化する。

## 第6条 報告書等

ア) 調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品はファイナルレポートとする。

	レポート名	提出時期	部数など
ア	業務計画書	2022年4月中旬	和文 (PDF)
イ	インセプションレポート	2022年4月下旬	英文 (PDF)
ウ	インテリムレポート	2022年10月中旬	和文 (PDF)
エ	ドラフトファイナルレポート	2022年12月下旬	和文、英文 (PDF)
オ	ファイナルレポート	2023年1月下旬	和文 4部 (製本)

			英文 10 部（製本） CD-R 4 枚
--	--	--	-------------------------

#### イ) 報告書の仕様

成果品であるファイナルレポート以外の仕様は、原則として PDF 形式で JICA タンザニア事務所にメールにて送付することとし、業務完了報告書の印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

#### ウ) 報告書作成にあたっての留意事項

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ② 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ③ 相手国組織との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- ④ 本調査において収集した情報は一部機微である可能性があることから、報告書の体裁は一般公開用と JICA 提出用の 2 つに分けること。

#### エ) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

別紙：報告書目次案

## 最終報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 調査概要 (目的・背景、調査方針・工程・分析方法、調査期間、団員構成)
2. タンザニア企業の経営管理に関する現状と課題
  - (1) 企業の経営管理に関する意識と現状 (地域別・規模別)
  - (2) 企業が経営管理に関して抱える課題および支援ニーズ
3. タンザニアにおける BDS プロバイダの現状と課題
  - (1) BDS プロバイダの状況 (数量・規模・提供サービス内容および価格等)
  - (2) BDS プロバイダが抱える課題
  - (3) 企業ニーズと BDS プロバイダの提供サービスのマッチングに関する現状と課題
4. JICA における他国での類似プロジェクト事例に係るグッドプラクティスと教訓
5. タンザニアにおける他の援助機関の支援状況
6. タンザニアにおける今後の BDS 支援のシナリオ案
  - (1) 支援策・シナリオ検討の手順と方向性
  - (2) 支援策・シナリオ案

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

業務は 2022 年 4 月上旬～2023 年 1 月下旬にかけて実施する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 10.63 人月（現地：7.63人月、国内3.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／BDS 普及計画立案（2号）
- ② 企業診断①（タンザニア企業）（3号）
- ③ 企業診断②（BDS プロバイダ）（3号）
- ④ BDS 普及展開①
- ⑤ 業務調整／BDS 普及展開②

補足：企業診断①②の団員は、タンザニア企業における BDS 分野の支援ニーズ収集と整理および、現状の BDS プロバイダの規模や提供サービスの情報収集と整理を担う。また BDS 普及展開①②の団員は、啓発セミナー（およびサービスの需要や受容価格の水準測定）を担当する。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- ①BDS プロバイダの全体像調査（本邦コンサルタントによる現地調査前の先行調査。凡そ2ヶ月間で計1.5人月程度。各地の BDS プロバイダのリストアップを目的とした調査を想定します。）
- ②「第5条 調査の内容（2）（3）（4）（6）」に示した事柄に関し、新型コロナウイルスの流行を受けた渡航制限等により、現地渡航が困難な状況や、渡航可能地域の制限が継続した場合（状況に応じて、遠隔による調査や現地傭人も可とする）

なお、現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行う。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名、並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

- 特になし

##### 2) 公開資料

- 「Framework for Quality and Productivity Improvement (KAIZEN) in Manufacturing Sector 2020-2030」 (FKM 2020-2030)  
[https://www.mit.go.tz/uploads/files/FKM\\_0428-FINAL-02.pdf](https://www.mit.go.tz/uploads/files/FKM_0428-FINAL-02.pdf)
- 第4回アフリカ・カイゼン年次会合 (AKAC 2021) 記事  
[https://www.jica.go.jp/tanzania/english/activities/c8h0vm0000fdfbyu-att/industrial\\_03.pdf](https://www.jica.go.jp/tanzania/english/activities/c8h0vm0000fdfbyu-att/industrial_03.pdf)
- 「Preparatory Survey for Small and Medium-sized Manufacturing Enterprise Finance Promotion Project in Tanzania : Final Report」  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12345609.pdf>

#### (5) 対象国の便宜供与

関係機関との面談等の設定については、必要に応じて JICA タンザニア事務所の支援を受けられるものとする。

#### (6) その他留意事項

##### 1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA タンザニア事務所の最新の安全対策マニュアルを地球環境部より入手し、内容を団内で周知徹底する。調査中もJICAタンザニア事務所および在タンザニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

以上